



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月21日金曜日 第352号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 894

## 告 示

- 指定納付受託者の指定.....（総務管理課）... 895
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 895
- 土地改良事業の工事の完了.....（ " ）... 895
- 保安林予定森林（2件）.....（森林整備課）... 895
- 海岸保全区域の指定の一部改正.....（漁港課）... 896
- 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....（会計課）... 898
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 900
- 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 900
- 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 900
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 901

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（会計課）... 901

## 公 告

令和5年度から令和7年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（会計課）... 904

## 監 査 公 表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）... 906

## 規 則

### ○愛媛県規則第37号

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則（昭和54年愛媛県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）及び愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号。以下「規則」という。）に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けの事業に係る会計事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会計事務の委託）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、法第14条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金（規則第1条第1項の沿岸漁業改善資金をいう。以下同じ。）の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に委</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この規則は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。） _____ に基づく _____ に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）の貸付けの事業に係る会計事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会計事務の委託）</p> <p><b>第2条</b> 知事は、法第14条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金 _____ の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）に委</p>

託するものとする。

(沿岸漁業改善貸付資金の交付)

第3条 省略

(収納金の払込み)

第8条 県信漁連は、償還金等の収納をしたときは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第24条第1項に規定する払込書に計算書を添えて、その日に指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、特別の理由があるときは、償還金等を収納した日の翌日(その日が指定金融機関等で出納を取り扱わないときは、その取り扱う最初の日)に払い込むことができる。

託するものとする。

(沿岸漁業改善資金の交付等)

第3条 省略

(収納金の払込み)

第8条 県信漁連は、償還金等の収納をしたときは、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第24条に規定する払込書に計算書を添えて、その日に指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1055号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N・E・S・ビルN棟2階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで	令和4年10月5日
Pay Pay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで	令和4年10月5日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和4年11月1日から令和5年3月31日まで	令和4年10月5日

○愛媛県告示第1056号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、東温市北方地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・北方東谷地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年10月24日から11月21日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1057号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農地保全事業	真穴地区(八幡浜市)	令和4年9月30日
農業用道路整備事業	真穴地区(八幡浜市)	令和4年9月30日
農業用排水施設整備事業	真穴地区(八幡浜市)	令和4年9月30日

○愛媛県告示第1058号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市川之内2番耕地281の1、2番耕地284、7番耕地241、7番耕地272、7番耕地275の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

川之内2番耕地281の1・2番耕地284・7番耕地241・7番耕地272(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1059号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西条市丹原町川根乙94
  - 2 指定の目的  
干害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
丹原町川根乙94(次の図に示す部分に限る。)
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1060号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年3月愛媛県告示第276号)の一部を次のように改正する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域
1・2	省略					1・2	省略				
1～11	省略					1～11	省略				
12	燧灘 沿岸 弓削 漁港 海岸 豊島 地区 海岸	上島 町	上島 町長	省略		12	燧灘 沿岸 豊島 漁港 海岸	弓削 町	弓削 町長	省略	
	燧灘 沿岸 弓削 漁港 海岸 浜都 地区 海岸	上島 町	上島 町長	省略		13	燧灘 沿岸 浜都 漁港 海岸	弓削 町	弓削 町長	省略	
	燧灘 沿岸	上島 町	上島 町長	省略		14	燧灘 沿岸	弓削 町	弓削 町長	省略	

	弓削 漁港 海岸 上弓 削地 区海 岸 燧灘 沿岸 弓削 漁港 海岸 鯨地 区海 岸 燧灘 沿岸 弓削 漁港 海岸 佐島 地区 海岸	上島 町	上島 町長	省略						
13から 16まで	廃止									
17～22 省略										
23	燧灘 沿岸 友浦 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	503 メー トル	<p>基点1から基点18までを 順次結んだ線並びに基点 18、補助点18、補助点14、 補助点10、補助点4、補助 点1及び基点1を順次結ん だ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北) 基点1は、今治市宮窪町 友浦589番2地先の地点(X 座標127701.636、Y座標 - 38621.607)</p> <p>基点2は、基点1から315 度00分13メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から16 度00分105メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から15 度00分104メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から28 度00分35メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から121 度00分22メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から30 度30分35メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から30</p>					
	上弓 削漁 港海 岸									
15	燧灘 沿岸 鯨漁 港海 岸	弓削 町	弓削 町長	省略						
16	燧灘 沿岸 佐島 漁港 海岸	弓削 町	弓削 町長	省略						
17～22 省略										
23	燧灘 沿岸 友浦 漁港 海岸	宮窪 町	宮窪 町長	655 メー トル	<p>1 越智郡宮窪町大字友浦 字向山甲604番地第1標柱</p> <p>2 1点より17度測線上221 メートルの点</p> <p>3 2点より38度測線上35 メートルの点</p> <p>4 3点より126度測線上18 メートルの点</p> <p>5 4点より38度測線上89 メートルの点</p> <p>6 5点より45度測線上61 メートルの点</p> <p>7 6点より70度測線上41 メートルの点</p> <p>8 7点より105度測線上84 メートルの点</p> <p>9 8点より140度測線上46 メートルの点</p> <p>越智郡宮窪町大字友浦 字小野甲1220番地の1第 2標柱</p> <p>9 9点より171度測線上50 メートルの点</p> <p>7 7点より175度測線上50 メートルの点</p>					

				度30分38メートルの地点 基点9は、基点8から130 度00分6メートルの地点 基点10は、基点9から37 度00分13メートルの地点 基点11は、基点10から313 度00分23メートルの地点 基点12は、基点11から51 度00分72メートルの地点 基点13は、基点12から65 度00分65メートルの地点 基点14は、基点13から150 度30分19メートルの地点 基点15は、基点14から54 度00分16メートルの地点 基点16は、基点15から128 度00分26メートルの地点 基点17は、基点16から43 度00分17メートルの地点 基点18は、基点17から138 度00分65メートルの地点 補助点18は、基点18から 160度00分35メートルの地点 補助点14は、基点14から 180度00分50メートルの地点 補助点10は、基点10から 133度00分50メートルの地点 補助点4は、基点4から 128度00分100メートルの地 点 補助点1は、基点1から 107度30分50メートルの地点								2 2点より122度測線上50 メートルの点 1 1点より108度測線上50 メートルの点 以上 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 7 2 1 1の各点を 結ぶ線により囲まれたる 区域
24~183 省略					24~183 省略							

○愛媛県告示第1061号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、令和5年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、令和4年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（資格） <b>第2条</b> 前条に規定する競争入札に参加することができる者は、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者とする。	（資格） <b>第2条</b> 前条に規定する競争入札に参加することができる者は、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者とする。

- (1) 省略
- (2) 審査基準日の直前に行った決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(3) 直前決算において保有する機械装置類、運搬具類、工具その他の設備の価格の合計額

(4)・(5) 省略

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る \_\_\_\_\_。）及び地方法人特別税（本県分に限る \_\_\_\_\_。）並びに消費税について未納がないこと。

（資格審査の申請）

**第3条** 資格審査を受けようとする者は、随時、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の職名及び氏名）
- (2) 競争入札に参加を希望する資格の種類及び営業品目
- (3) 経営の状況
- (4) その他参考となる事項

（資格の通知）

**第4条** 知事は、資格審査の結果を \_\_\_\_\_、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

（変更等の届出）

**第6条** 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一

- (1) 省略
- (2) 審査基準日の直前に行った決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人にあっては資本金額（出資金及び加入金を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあっては次年度に繰り超す純資本の額をいう。）

(3) 直前決算において保有する機械装置、車両運搬具及び工具又は器具の価格の合計額

(4)・(5) 省略

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。

（資格審査の申請）

**第3条** 資格審査を受けようとする者は、随時、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）を \_\_\_\_\_ 知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあっては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。

- (1) 営業経歴書（様式第2号）
- (2) 競争入札に参加を希望する営業種別の詳細（様式第3号）
- (3) 会社又は法人の登記事項証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（申請者が個人である場合に限る。）
- (6) 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類
- (7) 次に掲げる財務に関する書類（審査基準日の直前2年間にを行った決算に係るものに限る。）  
ア 貸借対照表  
イ 損益計算書  
ウ 株主資本等変動計算書
- (8) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書
- (9) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

（資格の通知）

**第4条** 知事は、資格審査の結果を、競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

（変更等の届出）

**第6条** 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一

部を休止し、若しくは廃止したときは、知事が必要と認める書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 競争入札に参加を希望する資格の種類又は営業品目若しくは主な取扱品目

部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 競争入札に参加を希望する営業種別又は営業種目若しくは主な取扱品目

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第1号から様式第5号までを削る。

○愛媛県告示第1062号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年10月21日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and supervisors.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists a retiring board member.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists board members and supervisors.

○愛媛県告示第1063号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年10月21日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists a retiring board member.

○愛媛県告示第1064号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中村 時広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消の原因となった事実. Lists cancelled construction licenses.

○愛媛県告示第1065号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦1番地先から 同町福浦1867番地先まで	旧	メートル 34~69	キロメートル 0.243	
		南宇和郡愛南町麦ヶ浦1番地先から 同町福浦1867番地先まで	新	94~194	0.243	

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦1番地先から 同町福浦1867番地先まで	令和4年10月21日

訓 令

○愛媛県訓令第16号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第10（第4条関係） 知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項						別表第10（第4条関係） 知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者			
				出 納 局 長	課 長	主 幹					出 納 局 長	課 長	主 幹
出 納 局	1~4 省略					出 納 局	1~4 省略						
						5 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に	1 製造の請負等に係る競争入札 の参加者の資格の認定（製造の 請負等に係る競争入札の参加者 の資格及び資格審査に関する要 綱（平成8年2月愛媛県告示第 192号）第2条第1項、第4 条）						



5	省略						2	記事事項の変更並びに事業の 休止及び廃止の届出の受理(製 造の請負等に係る競争入札の参 加者の資格及び資格審査に關す る要綱第6条第1項)	-
6	省略								

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
<b>別表第2(第4条関係)</b>						<b>別表第2(第4条関係)</b>						
局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項						局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			専決者						専決者			
			局長	部長	課長補佐				局長	部長	課長補佐	
総務 県民 課	1~6 省略					1~6 省略						
						7 製造 の請負 等に係 る競争 入札参 加資格 審査に 關する 事務	1 製造の請負等に係る競争入札 の参加者の資格の認定(製造の 請負等に係る競争入札の参加者 の資格及び資格審査に関する要 綱(平成8年2月愛媛県告示第 192号)第2条第1項、第4 条)	-				
						2 記事事項の変更並びに事業の 休止及び廃止の届出の受理(製 造の請負等に係る競争入札の参 加者の資格及び資格審査に關す る要綱第6条第1項)						
							8 省略					
							9 省略					
							10 省略					
							11 省略					
							12 省略					
							13 省略					
							14 省略					
							15 省略					
							16 省略					
							17 省略					
							18 省略					
							19 省略					
							20 省略					

20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				

21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				

備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表34の部から43の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、9の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、12の部1の項、30の部1の項(2)、31の部1の項(2)、33の部1の項、35の部、36の部2の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。

3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)並びに7の部1の項(2)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

備考 1 東予地方局及び南予地方局においては、この表35の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「防災対策室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、「課長補佐」とあるのは「主幹」として、同表の規定を適用する。

3 総務県民室においては、この表6の部1の項及び2の項(4)並びに8の部1の項(2)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 地方局長の専決事項 )</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の3 省略</p> <p>(1)の4 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第6条<u>          </u>の規定に基づく記載事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること(東予地方局及び南予地方局の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>	<p>( 地方局長の専決事項 )</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の3 省略</p> <p>(1)の4 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第6条第1項の規定に基づく記載事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること(東予地方局及び南予地方局の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(36) 省略</p> <p>3～9 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**公 告**

**○公 告**

令和5年度から令和7年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約(建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法を、次のとおり定めた。

令和4年10月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

**1 資格**

(1) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者でないこと。

ウ 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす者であって、同条第1項の規定による審査(以下「資格審査」という。)を受け、適格と認められたものであること。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

**2 申請の時期**

令和4年11月7日(月)から令和5年3月17日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

**3 申請書類の交付方法及び提出先**

(1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス(<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html>)によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。

(2) 提出先

別表のとおりとする。

**4 申請書類の作成に用いる言語及び通貨**

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

**5 資格の審査結果の通知**

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

**6 資格の効力**

資格は、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

**7 令和8年度から令和10年度までの資格審査**

令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、令和7年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 8 問合せ先

## 別表(3関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 - 8570 松山市一番町4 - 4 - 2 電話番号 089 - 912 - 2156	愛媛県外、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
東予地方局地域産業振興部総務県民課総務係 〒793 - 8516 西条市喜多川796 - 1 電話番号 0897 - 56 - 1298 (内線205)	新居浜市、西条市、四国中央市
東予地方局今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ 〒794 - 8502 今治市旭町1 - 4 - 9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線201)	今治市、上島町
南予地方局地域産業振興部総務県民課総務係 〒798 - 8511 宇和島市天神町7 - 1 電話番号 0895 - 28 - 6102 (内線205)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ 〒796 - 0048 八幡浜市北浜1 - 3 - 37 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線204)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

監査公表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月21日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 兵頭竜
同 高田健司

1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け 愛媛県監査員告示第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査

3 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

4 監査の実施内容

令和3年度財務に係る知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会の定期監査を214機関に対して実施した。

Table with 4 columns: 区分, 実地監査, 書面監査, 計. Rows include 知事部局, 諸局, 教育委員会, 公安委員会, 合計.

5 監査対象機関と監査の結果

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Rows include 総務管理課, 人事課, 市町振興課, 私学文書課, 財政課.

Table with 2 columns: 課名, 日付. Rows include 行革分権課, 税務課, 総合政策課, 地域政策課, 企画統計課, 秘書課, 広報広聴課, スマート行政推進課, デジタルシフト推進課, 地域スポーツ課, 競技スポーツ課, 文化振興課, まなび推進課, 観光国際課, 自転車新文化推進課, 県民生活課, 男女参画・県民協働課, 人権対策課, 防災危機管理課, 消防防災安全課, 原子力安全対策課, 環境政策課, 循環型社会推進課, 自然保護課, 保健福祉課, 医療対策課, 医療保険課, 健康増進課, 薬務衛生課, 子育て支援課, 障がい福祉課, 長寿介護課, ねんりんピック推進課, 産業政策課, 企業立地課, 労政雇用課, 産業創出課, 産業人材課, 経営支援課, 農政課, 農業経済課, ブランド戦略課, 農地整備課, 農産園芸課, 畜産課, 林業政策課.

森林整備課	令和4年8月29日
漁政課	令和4年8月22日
水産課	令和4年8月22日
漁港課	令和4年8月22日
土木管理課	令和4年8月24日
用地課	令和4年8月24日
河川課	令和4年8月31日
港湾海岸課	令和4年8月31日
砂防課	令和4年8月31日
道路建設課	令和4年8月18日
道路維持課	令和4年8月18日
都市計画課	令和4年8月19日
都市整備課	令和4年8月19日
建築住宅課	令和4年8月18日
出納局	令和4年9月1日
人事委員会事務局	令和4年8月8日
議会事務局	令和4年8月4日
監査事務局	令和4年8月19日
労働委員会事務局	令和4年8月4日

(監査の結果)

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
30年度	1者	546,962	令和3年度決算による

(循環型社会推進課)

2 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
16年度及び17年度	438者	38,938,710	令和3年度決算による

(保健福祉課)

3 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,101,840	1,000,560	5,102,400	金額は各年度の決算による
2年度	85,820	914,740	1,000,560	
差引増減	4,016,020	85,820	4,101,840	

(子育て支援課)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,434,013	243,342,572	247,776,585	金額は各年度の決算による
2年度	5,348,843	249,053,777	254,402,620	
差引増減	914,830	5,711,205	6,626,035	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	294,769	20,412,351	20,707,120	金額は各年度の決算による
2年度	187,983	19,916,400	20,104,383	
差引増減	106,786	495,951	602,737	

(子育て支援課)

5 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
2年度	1者	140,000	令和3年度決算による

(障がい福祉課)

6 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	5,096,460	令和3年度決算による

(経営支援課)

7 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	57,575,846	57,575,846	金額は各年度の決算による
2年度	0	60,129,846	60,129,846	
差引増減	0	2,554,000	2,554,000	

(林業政策課)

8 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
平成19年度 ~平成21年度 及び令和元年度	3者	1,328,465	令和3年度決算による

(林業政策課)

9 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところである。令和3年度単年度収支は県営林経営改善計画額の99%に当たる4,871万円の黒字を確保したが、令和3年度末の歳入不足額は、21億3,650万円となっており、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

10 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	3,197,000	3,197,000	金額は各年度の決算による
2年度	0	4,364,000	4,364,000	
差引増減	0	1,167,000	1,167,000	

（漁政課）

11 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
平成22年度及び令和2年度	2者	1,653,236	令和3年度決算による

（漁政課）

12 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	24,825,445	24,825,445	金額は各年度の決算による
2年度	0	25,188,819	25,188,819	
差引増減	0	363,374	363,374	

（建築住宅課）

13 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金（消費税増税分）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
元年度	1者	9,751,200	令和3年度決算による

（建築住宅課）

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	
地域産業振興部	令和4年7月4日
今治支局	令和4年7月4日、 令和4年7月14日
健康福祉環境部	令和4年7月4日、 令和4年7月14日
四国中央保健所	令和4年7月4日
農林水産振興部	令和4年7月14日
東予家畜保健衛生所	令和4年7月14日
建設部	令和4年7月4日
四国中央土木事務所	令和4年7月4日
今治土木事務所	令和4年7月14日
鹿森ダム管理事務所	令和4年7月4日
黒瀬ダム管理事務所	令和4年7月4日
玉川ダム管理事務所	令和4年7月14日
台ダム管理事務所	令和4年7月14日
出納室	令和4年7月4日

（監査の結果）

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	135,634,636	121,147,897	256,782,533	金額は各年度の決算による
2年度	172,765,114	142,337,463	315,102,577	
差引増減	37,130,478	21,189,566	58,320,044	

（地域産業振興部）

2 職員の不注意により公用車による事故が発生（4件）し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

（健康福祉環境部（西条保健所））

3 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	285,020	285,020	金額は各年度の決算による
2年度	0	292,020	292,020	
差引増減	0	7,000	7,000	

（健康福祉環境部）

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	9,975,436	58,319,338	68,294,774	金額は各年度の決算による
2年度	10,227,252	51,638,800	61,866,052	
差引増減	251,816	6,680,538	6,428,722	

（父子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	154,431	173,123	327,554	金額は各年度の決算による
2年度	40,123	133,000	173,123	
差引増減	114,308	40,123	154,431	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	104,637	2,149,163	2,253,800	金額は各年度の決算による
2年度	114,300	2,236,871	2,351,171	
差引増減	9,663	87,708	97,371	

（健康福祉環境部）

5 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両に毀損があった。

（健康福祉環境部（今治保健所））

6 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	660,099	1,646,100	2,306,199	金額は各年度の決算による
2年度	463,400	1,739,000	2,202,400	
差引増減	196,699	92,900	103,799	

（建設部）

7 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	562,500	1,675,100	2,237,600	金額は各年度の決算による
2年度	1,744,400	1,459,700	3,204,100	
差引増減	1,181,900	215,400	966,500	

（建設部（今治土木事務所））

監査対象機関	監査年月日
中予地方局	
地域産業振興部	令和4年7月7日
健康福祉環境部	令和4年7月7日
農林水産振興部	令和4年7月7日
中予家畜保健衛生所	令和4年7月7日
建設部	令和4年7月7日
久万高原土木事務所	令和4年7月7日

（監査の結果）

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	194,671,037	265,776,243	460,447,280	金額は各年度の決算による
2年度	387,182,235	272,146,032	659,328,267	
差引増減	192,511,198	6,369,789	198,880,987	

（地域産業振興部）

2 過去（令和2年度財務）にも指導したところであるが、公用車の毀損があったにもかかわらず、発生日時及び場所が確認できない状況であったことは管理上問題であるので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

（地域産業振興部）

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	24,494,469	19,501,761	43,996,230	金額は各年度の決算による
2年度	3,241,078	18,024,578	21,265,656	
差引増減	21,253,391	1,477,183	22,730,574	

（健康福祉環境部）

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	2,035,098	9,523,940	11,559,038	金額は各年度の決算による
2年度	1,728,824	9,161,352	10,890,176	
差引増減	306,274	362,588	668,862	

（父子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	56,385	0	56,385	金額は各年度の決算による
2年度	0	0	0	
差引増減	56,385	0	56,385	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	606,936	606,936	金額は各年度の決算による
2年度	116,534	713,200	829,734	
差引増減	116,534	106,264	222,798	

（健康福祉環境部）

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,521,926	9,345,843	13,867,769	金額は各年度の決算による
2年度	3,885,198	9,678,471	13,563,669	
差引増減	636,728	332,628	304,100	

（建設部）

6 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
29年度	1者	248,400	令和3年度決算による

（建設部）

7 収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
26年度	1者	270,100	令和3年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
26年度	1者	247,885	令和3年度決算による



(建設部(久万高原土木事務所))

監査対象機関	監査年月日
南予地方局	
地域産業振興部	令和4年7月15日
八幡浜支局	令和4年7月12日、 令和4年7月15日
健康福祉環境部	令和4年7月12日、 令和4年7月15日
農林水産振興部	令和4年7月12日、 令和4年7月15日
南予家畜保健衛生所	令和4年7月12日
建設部	令和4年7月15日
大洲土木事務所	令和4年7月12日
八幡浜土木事務所	令和4年7月12日
西予土木事務所	令和4年7月12日
愛南土木事務所	令和4年7月15日
須賀川ダム管理事務所	令和4年7月15日
山財ダム管理事務所	令和4年7月15日
出納室	令和4年7月15日

(監査の結果)

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	37,974,232	39,996,673	77,970,905	金額は各年度の決算による
2年度	47,331,685	45,146,963	92,478,648	
差引増減	9,357,453	5,150,290	14,507,743	

(地域産業振興部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	6,537,004	14,457,364	20,994,368	金額は各年度の決算による
2年度	1,369,221	13,275,648	14,644,869	
差引増減	5,167,783	1,181,716	6,349,499	

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	2,238,369	25,235,697	27,474,066	金額は各年度の決算による
2年度	4,165,368	29,329,757	33,495,125	

差引増減	1,926,999	4,094,060	6,021,059
------	-----------	-----------	-----------

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	158,712	80,082	238,794	金額は各年度の決算による
2年度	80,082	0	80,082	
差引増減	78,630	80,082	158,712	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	375,641	3,506,699	3,882,340	金額は各年度の決算による
2年度	243,278	3,774,171	4,017,449	
差引増減	132,363	267,472	135,109	

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

5 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	717,300	987,500	1,704,800	金額は各年度の決算による
2年度	956,449	673,100	1,629,549	
差引増減	239,149	314,400	75,251	

(建設部)

6 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	17,400	0	17,400	金額は各年度の決算による
2年度	123,800	0	123,800	
差引増減	106,400	0	106,400	

(建設部(八幡浜土木事務所))

監査対象機関	監査年月日
東京事務所	令和4年7月28日
研修所	令和4年4月19日
総合科学博物館	令和4年5月18日
歴史文化博物館	令和4年5月24日
美術館	令和4年5月10日
消防学校	令和4年4月22日
消費生活センター	令和4年4月20日
原子力センター	令和4年5月24日
福祉総合支援センター	令和4年4月20日
東予子ども・女性支援センター	令和4年5月18日

南予子ども・女性支援センター	令和4年5月25日
食肉衛生検査センター	令和4年5月10日
動物愛護センター	令和4年5月10日
衛生環境研究所	令和4年4月22日
心と体の健康センター	令和4年4月20日
子ども療育センター	令和4年4月22日
えひめ学園	令和4年5月18日
計量検定所	令和4年5月10日
産業技術研究所	令和4年4月22日、 令和4年5月10日、 令和4年5月12日
新居浜産業技術専門学校	令和4年5月18日
愛媛中央産業技術専門学校	令和4年5月13日
宇和島産業技術専門学校	令和4年5月10日
大阪事務所	令和4年7月20日
病害虫防除所	令和4年4月22日
農業大学校	令和4年5月13日
農林水産研究所	令和4年4月22日、 令和4年5月10日、 令和4年5月13日、 令和4年5月25日
家畜病性鑑定所	令和4年7月11日

(監査の結果)

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 愛媛県美術館南館屋上防水修繕に係る一般競争入札において、入札者の納付した入札保証金が所定の額に達していないため、県会計規則第139条第6号に基づき、その者がした入札を無効とするべきところ、当該入札者を落札者として決定し、契約を締結していた。

(美術館)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	6,555,410	28,785,020	35,340,430	金額は各年度の決算による
2年度	6,063,150	27,965,150	34,028,300	
差引増減	492,260	819,870	1,312,130	

(福祉総合支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,524,787	8,455,850	12,980,637	金額は各年度の決算による
2年度	2,158,650	6,571,900	8,730,550	
差引増減	2,366,137	1,883,950	4,250,087	

(東予子ども・女性支援センター)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	1,212,870	9,306,295	10,519,165	金額は各年度の決算による
2年度	1,602,375	9,701,660	11,304,035	
差引増減	389,505	395,365	784,870	

(南予子ども・女性支援センター)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	586,053	1,877,646	2,463,699	金額は各年度の決算による
2年度	556,298	2,025,166	2,581,464	
差引増減	29,755	147,520	117,765	

(子ども療育センター)

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	令和4年9月1日
社会教育課	令和4年9月1日
文化財保護課	令和4年9月1日
保健体育課	令和4年9月1日
義務教育課	令和4年9月1日
高校教育課	令和4年9月1日
人権教育課	令和4年9月1日
特別支援教育課	令和4年9月1日
中予教育事務所	令和4年5月10日
東予教育事務所	令和4年5月12日
南予教育事務所	令和4年5月10日
総合教育センター	令和4年4月19日
図書館	令和4年5月10日
川之江高等学校	令和4年2月22日
三島高等学校	令和4年2月22日
土居高等学校	令和4年2月22日
新居浜東高等学校	令和4年2月22日
新居浜西高等学校	令和4年2月22日
新居浜南高等学校	令和4年2月22日
新居浜工業高等学校	令和4年2月22日
新居浜商業高等学校	令和4年3月17日
西条高等学校	令和4年3月17日
西条農業高等学校	令和4年2月22日
小松高等学校	令和4年3月17日
東予高等学校	令和4年3月17日
丹原高等学校	令和4年3月17日
今治西高等学校	令和4年2月22日
今治南高等学校	令和4年3月17日
今治北高等学校	令和4年2月22日

今 治 工 業 高 等 学 校	令和4年3月17日
弓 削 高 等 学 校	令和4年2月22日
北 条 高 等 学 校	令和4年2月22日
松 山 東 高 等 学 校	令和4年3月17日
松 山 南 高 等 学 校	令和4年3月17日
松 山 北 高 等 学 校	令和4年2月22日
松 山 中 央 高 等 学 校	令和4年2月22日
松 山 工 業 高 等 学 校	令和4年2月22日
松 山 商 業 高 等 学 校	令和4年2月22日
東 温 高 等 学 校	令和4年2月22日
上 浮 穴 高 等 学 校	令和4年3月17日
伊 予 農 業 高 等 学 校	令和4年3月17日
伊 予 高 等 学 校	令和4年3月17日
大 洲 高 等 学 校	令和4年2月22日
大 洲 農 業 高 等 学 校	令和4年2月22日
長 浜 高 等 学 校	令和4年2月22日
内 子 高 等 学 校	令和4年2月22日
八 幡 浜 高 等 学 校	令和4年2月22日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	令和4年2月22日
川 之 石 高 等 学 校	令和4年2月22日
三 崎 高 等 学 校	令和4年2月22日
宇 和 高 等 学 校	令和4年2月22日
野 村 高 等 学 校	令和4年2月22日
宇 和 島 東 高 等 学 校	令和4年2月22日
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	令和4年3月17日
吉 田 高 等 学 校	令和4年2月22日
北 宇 和 高 等 学 校	令和4年3月17日
南 宇 和 高 等 学 校	令和4年3月17日
今 治 東 中 等 教 育 学 校	令和4年3月17日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	令和4年2月22日
宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	令和4年2月22日
松 山 盲 学 校	令和4年2月22日
松 山 聾 学 校	令和4年2月22日
し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	令和4年2月22日
み な ら 特 別 支 援 学 校	令和4年2月22日
今 治 特 別 支 援 学 校	令和4年3月17日
宇 和 特 別 支 援 学 校	令和4年2月22日
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	令和4年2月22日

(監査の結果)

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3年度	48,685,000	207,409,375	256,094,375	

2年度	57,984,000	226,335,529	284,319,529	金額は各年度の決算による
差引増減	9,299,000	18,926,154	28,225,154	

(教育総務課)

- 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3年度	16,851,035	604,840,809	621,691,844	金額は各年度の決算による
2年度	18,768,350	596,871,677	615,640,027	
差引増減	1,917,315	7,969,132	6,051,817	

(人権教育課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	令和4年8月22日
四 国 中 央 警 察 署	令和4年3月17日
新 居 浜 警 察 署	令和4年2月15日
西 条 警 察 署	令和4年3月17日
西 条 西 警 察 署	令和4年2月15日
今 治 警 察 署	令和4年3月17日
伯 方 警 察 署	令和4年3月17日
松 山 東 警 察 署	令和4年3月17日
松 山 西 警 察 署	令和4年2月15日
松 山 南 警 察 署	令和4年3月17日
久 万 高 原 警 察 署	令和4年2月15日
伊 予 警 察 署	令和4年3月17日
大 洲 警 察 署	令和4年2月14日
八 幡 浜 警 察 署	令和4年3月17日
西 予 警 察 署	令和4年2月14日
宇 和 島 警 察 署	令和4年2月17日
愛 南 警 察 署	令和4年3月17日

(監査の結果)

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3年度	831,000	584,000	1,415,000	金額は各年度の決算による
2年度	597,000	1,152,000	1,749,000	
差引増減	234,000	568,000	334,000	

(警察本部)

- 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	81,349	109,026	190,375	金額は各年度の決算による
2年度	125,700	175,426	301,126	
差引増減	44,351	66,400	110,751	

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
平成17年度、平成19年度及び令和元年度	3者	1,496,754	令和3年度決算による

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生（11件）し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(警察本部)

5 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。

(四国中央警察署)

6 職員の不注意により警察車両による事故が発生（4件）し、相手方車両及び当該車両等の毀損があり、県に多額の損害（1,646,414円）を与えた。

(新居浜警察署)

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
18年度	1者	789,931	令和3年度決算による

(今治警察署)

8 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
29年度	2者	82,422	令和3年度決算による

(松山東警察署)

9 職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、当該車両等の毀損があった。

(松山東警察署)

10 職員の不注意により警察車両による事故が発生（5件）し、当該車両等の毀損があった。

(松山西警察署)

11 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
28年度	1者	710,822	令和3年度決算による

(松山南警察署)

12 職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の毀損があり、県に多額の損害（3,133,629円）を与えた。

(松山南警察署)

13 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
23年度	1者	170,000	令和3年度決算による

(宇和島警察署)

14 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(宇和島警察署)